

小清水町公共施設等総合管理計画 ～小清水町まちづくり基本構想～

平成 27 年 3 月策定
令和 4 年 3 月改訂
小清水町

計画の背景

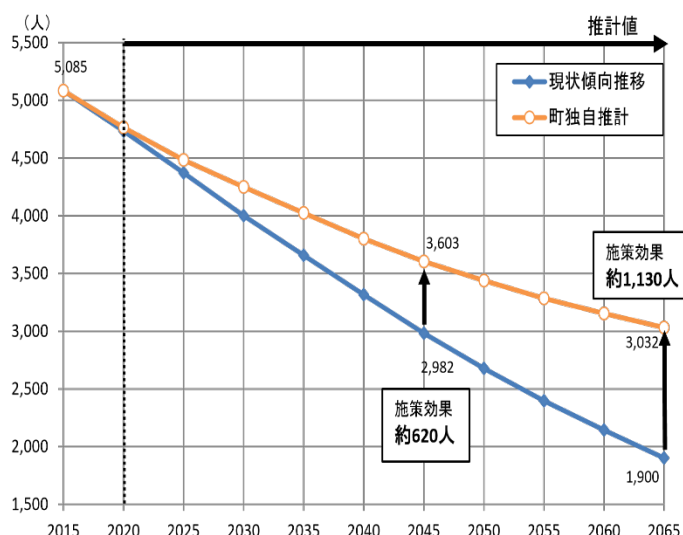
公共施設等総合管理計画とは？

老朽化する公共施設が我が国の大きな課題になっており、地方公共団体でも財政負担の軽減・平準化と公共施設の最適な配置を実現するため、長期的な視点をもって公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが求められています。平成 26 年 4 月に総務省から地方公共団体へ「公共施設等総合管理計画」の策定要請が出され、小清水町では町の公共施設の基本的な考え方などを取りまとめた「小清水町公共施設等総合管理計画」を策定しました。この度、令和 3 年 1 月に総務省から計画の見直しの要請があり、各個別施設計画の内容を反映させ、令和 4 年 3 月に改訂を行いました。

町の人口・財政の見通し

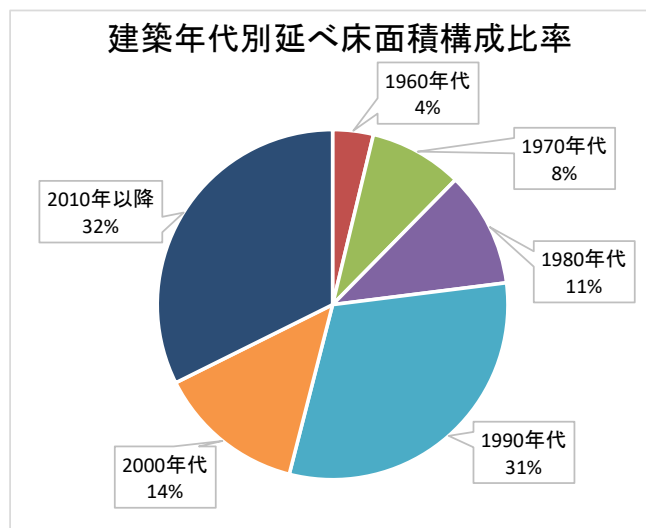
町の推計では、町の施策による効果が着実に反映され、合計特殊出生率と純移動率が目標設定どおり改善されれば、令和 47（2065）年には 3,032 人となり、現状傾向推移と比較し、令和 47（2065）年で約 1,130 人の施策効果が見込まれています。

一方、町の施策による効果で人口減少を緩やかにすることができても、2040 年には 4,000 人を割りこむ見込みで、税収の減少や高齢化に伴う扶助費等の増加が考えられます。



町が保有する公共施設の現状

町内の公共施設は、令和 3 年度末現在で 110 施設、256 棟、延べ床面積の合計は約 8.3 万㎡です。公営住宅の棟数及び延べ床面積が最も多く、延べ床面積では全体の約 25%を占めています。次いで延べ床面積が多いものは学校教育施設で約 16%、そしてスポーツ観光系施設、その他施設（職員住宅など）、町民文化系施設がそれぞれ 10%程度を占めています。建築物の延べ床面積について建築年代別の構成比をみると、延べ床面積では 1990 年代と 2010 年代が多くを占めています。



公共施設の基本方針

公共施設の総量抑制

1970 年前後に建てられた公営住宅の建て替え費用など、公共施設等の維持更新費用は今後増大していくと考えられています。一方で、人口減少に伴う税収減など、財政制約は厳しくなることが予想されます。人口減少と厳しい財政制約のなかで、町民サービスを維持するために、公共施設の総量を今後削減していきます。

施設の統廃合・親切・更新の考え方

公共施設の総量削減と維持管理コストの縮減に向けて、「施設新設の抑制」「更新時の規模縮小や複合化」「施設の統廃合」に取り組みます。

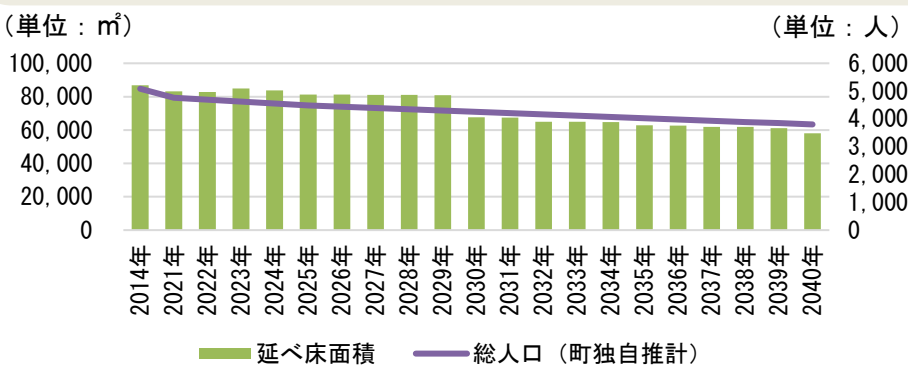
施設新設の抑制	原則として施設の新設を行わないこととし、新設にあたっては同規模以上の既存施設を廃止し、その代替施設として設置することとします。
施設の更新	利用実績と将来的な利用数見通しを踏まえ、「適正な施設規模への縮小」を検討します。また、対象施設単体で検討するのではなく、近隣施設や他の老朽施設などの機能を取り込み「複合化」することも併せて検討します。
施設の統廃合	施設の利用状況、設備の充実度、建物の老朽度、維持管理費などから多面的に検討し廃止対象施設を抽出します。その上で、施設廃止時の町民生活への影響や、影響を最小限にするための対応措置、将来のまちづくりとの整合などを踏まえ総合的に検討し、統廃合の判断を行います。

【分類別の施設統廃合方針の検討における基本的な考え方】

今後の人口減少に適切に対処し、コンパクトなまちづくりとし、将来にあっても豊かさゆとりを実感できる、持続可能な地域社会を目指します。また、地方自治の本旨である「住民の生命・財産を守る」責務を果たすため、防災機能の強化を図り安全・安心なまちづくりを目指すこととします。

【施設統廃合方針の検討】

既存公共施設の維持（建て替え）、廃止（取り壊し）、譲渡（民間等譲渡）、複合化のいずれかを選択し、維持（建て替え）を選択した場合には、既存施設に対して減築若しくは、他の施設との複合化によることを原則として整理を行いました。



耐用年数を迎えた時点での供用廃止や、受け入れ側の準備を考慮した民間譲渡などを設定して、将来の床面積量を試算しました。
2014年対比で66.8% (33.2%) となり、計画策定当初に設定した削減目標40%を下回るため、廃止・移管予定の施設については早期に対応を進め、人口減少や住民ニーズを考慮しつつ、更なる統廃合に向けた検討が必要となります。

民間活用の考え方

維持管理への積極的な民間の活用を基本とし、類似施設や近接施設の指定管理を一元化するなどで効率化します。また、公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、PPP/PFI* の積極的な導入を図ります。

PPP：Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

PFI：Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

維持管理・補修、長寿命化の考え方

将来にわたり利用する施設については、計画的な維持補修や予防保全により長寿命化を図ります。改修や更新の時期が重なって過度な財政負担が生じないように、計画的な事業実施で負担の平準化を図ります。

施設の点検・診断方針

公共施設等の点検・診断等のデータを蓄積し、今後の計画見直しに反映することで、維持・更新などの老朽化対策等に活かしていきます。不特定多数が利用する公共施設のユニバーサルデザイン化を進め、改修時期を考慮しながら計画的に改善を行います。避難所など防災上重要な公共施設は、耐震診断を優先的に実施し、適宜耐震改修を行うことで、日常利用の安全性と災害拠点施設機能を確保します。

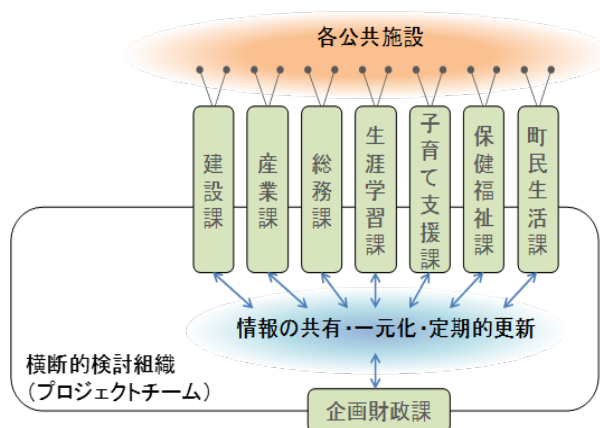
供用廃止施設に関する方針

民間への売却や施設の用途転用など、施設の有効活用の可能性を検討します。遊休施設等の情報をインターネット等で公開し、売却先や施設活用のアイデアを募ります。

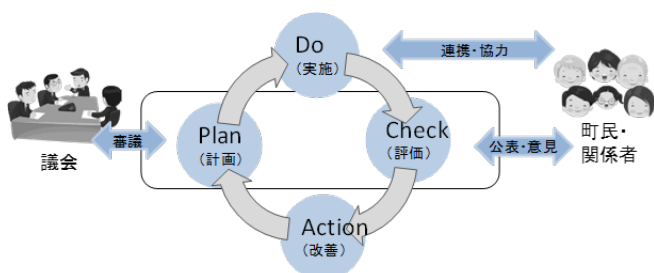
また、今後とも利用見込みの少ない公共施設については、倒壊の危険性や近隣居住環境や周辺景観への影響などを考慮して除却の優先順位を決定し、計画的に建物の除却を進めます。

庁内推進体制

施設類型（公営住宅、学校など）ごとに各部局が公共施設を所管しており、必ずしも公共施設等の情報が共有されていません。施設の複合化など、既存の施設類型の枠組みにとらわれない検討が必要なことから、横断的なプロジェクトチームで、公共施設に関する情報の共有・更新と、進捗状況把握と計画の改善を進めていきます。



計画の評価と改善



計画を着実に進め、また、状況変化に適切に対応するため、定期的な評価と改善を実施します。計画の見直しと進捗評価については、議会報告と町民への公表（広報誌への掲載など）を行い、町民の理解と協力のもと計画の実現に努めます。

施設の統廃合方針のまとめ

(1) 民間等へ譲渡する施設

官民分担の適正化を図り、町民サービスの向上を目的として民間等へ譲渡する施設を選定しました。これについては、将来にわたり町による更新は行いません。

(2) 住宅環境についての整理

小学校及び中学校教員住宅に入居している教員については、北海道から譲渡を受ける予定の高校教員住宅へ順次入居替えを行うこととし、空室となる小・中教員住宅については、Iターン、Uターン希望者等への移住対策のほか、町民の住居確保等の観点から地域特別賃貸住宅等へ用途替えを行うものとし、町職員住宅については廃止し、この代替施設の更新は行いません。

(3) 複合化施設の実現

将来にわたり住民が真に必要な社会的インフラである防災拠点及び避難場所として耐震基準に満たない中央公民館及び役場庁舎の更新を図ることとし、更新にあたっては役場庁舎単独では行わず、中央公民館機能を有する複合施設及び防災拠点機能に町民全体のコミュニティ機能を盛り込みこととして、2023年完成予定としています。

(4) 各住民センター、集会所の廃止

各地域の住民センター、公営住宅集会所については廃止、地域コミュニティの維持及び災害時における避難場所の確保から、中央公民館については庁舎と複合施設として更新し、引き続き町が維持・管理します。なお、止別住民センター（旧止別公民館）及び浜小清水住民センター（旧浜小清水公民館）については、海岸沿いにあることから、地域住民の避難所としての利用のほか、コミュニティ活動の拠点として町が維持します。また、利用者の利便性を考慮し、スクールバスを活用したコミュニティバスの運行のほか、福祉タクシー等の現行施策を拡充した市街地へのアクセス確保を行うものとし、

(5) 計画の見直しについて

既に再編を終え改築済みの小学校及び中学校校舎については、今後、児童・生徒数の推移を見ながら、多様なコミュニティ拠点の活用も検討するほか、本計画で存続としている施設においても、更新を行う時点での住民ニーズを考慮し見直しを行うこととします。

おわりに

本計画の策定にあたっては、町有公共施設の適正な管理と再配置について包括的な議論と検討を行うため、横断的な検討組織として「小清水町まちづくり基本構想策定委員会」を組織しました。委員会構成員は庁内各課から1名以上の参加を基本とし、その年齢構成については、当構想の趣旨を鑑み課長職から責任世代である係長職・係員までが参加する構成としました。

また、専門的な見識を有する北海道大学大学院の石井吉春教授をアドバイザーに迎え、平成26年度中に6回の委員会を開催し、本計画を取りまとめたところです。

小清水町役場 企画財政課

〒099-3698 北海道斜里郡小清水町字小清水2丁目1番1号

電話 0152-62-2311（代） FAX0152-62-4198